

## 処 分 基 準

平成25年3月28日作成

法 令 名 : 火薬類取締法
根 拠 条 例 : 第25条第3項
処 分 の 概 要 : 猟銃用火薬類等の消費の許可の取消し
原権者（委任先） : 島根県公安委員会
法 令 の 定 め : 火薬類取締法第25条第1項（消費）、同第50条の2第1項（猟銃用火薬類等の特則）
処 分 基 準 : 爆発又は燃焼の許可後に生じ、又は許可後に判明した事由により、当該火薬類の爆発又は燃焼に伴い事件、事故等が発生する危険が認められる場合は、爆発又は燃焼前に限り、許可を取り消すものとする。
問 い 合 わ せ 先 : 島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110）
備 考 :